

## 福井県エコファーマーマーク使用要領

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

最終改正 令和 5 年 3 月 30 日

### (目的)

第 1 条 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和 4 年法律第 37 号) 第 19 条に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」のうち「福井県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(平成 12 年 4 月 1 日策定)に基づく生産方式の導入についてのもの(以下「エコファーマー実施計画」という。)について、福井県知事(以下「知事」という。)の認定を受けた農業者(以下「エコファーマー」という。)が、別紙 1 記載の商標登録第 4782968 号「エコファーマーマーク」(以下「マーク」という。)を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項等を定める。

### (使用の届出)

第 2 条 マークの使用を希望するエコファーマーは、マークの印刷等の前までに、エコファーマー実施計画を提出した農林総合事務所または嶺南振興局(以下「農林総合事務所等」という。)に届出書(様式第 1 号)を提出する。

2 第 1 項の届出は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合には、当該団体名で届出することができる。

### (使用の態様)

第 3 条 前条によりマークの使用の届出書を提出した者は、マークをシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

2 マークのデザイン、縦・横の比率および色は、別紙 1 および別紙 2 のとおりとし、マークのデザイン、縦・横の比率については改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。

3 第 1 項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、エコファーマー実施計画に基づき生産された農産物および精米、荒茶、そば等の通常加工された形態で流通している農産物加工品にのみ使用することができる。

4 前項の場合、マークの近傍(容易に見つけることができる場所であり、例えば、容器包装等の関係でやむを得ない場合は、包装箱の一面にマークを表示し、となりの面に説明をおくなど、マークのすぐ横以外も可能である。)に下記の表記をしなければならない。

(1) 本県名

(2) 「認定番号」、「生産者名」(団体申請の場合は、団体名も可)のいずれか

(3) 「環境にやさしい農業をはじめました」「環境にやさしい農業を行なっています。」「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字

5 マークは、スーパー等で販売するときに、農産物の販売促進 PR のために使用することができるが、消費者等に、店舗にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されて

いる、農産物の品質が保証されている等の誤解を与えないよう十分に注意して使用するものとする。

- 6 マークは視認性を損なう大きさ、色や柄の上、煩雑な文章や要素の近くで使用することはできない。

(エコファーマー推進用マーク)

第4条 エコファーマー制度の普及・推進しようとする者は、マーク近傍に「福井県は環境にやさしい農業推進中」の文字を表記したマーク（以下「推進用マーク」という。）を使用することができる。

- 2 推進用マークを、農産物および農産物加工品に添付してはならない。また、消費者等に農産物がエコファーマーにより栽培されている、農産物の品質が保証されている等の誤解を与えないよう十分に注意して使用するものとする。
- 3 市町および農業者の組織する団体が、推進用マークを使用する場合は、届出書の提出および使用状況の報告書を必要としない。
- 4 上記以外のものが推進用マークを使用する場合は、第2条および第7条に基づく届出書と使用状況の報告書を流通販売課に提出する。

(マークの使用期間)

第5条 マークの使用期間は、認定を受けたエコファーマー実施計画に記載した実施期間の範囲内とする。

(マークおよび推進用マークの使用料)

第6条 マークおよび推進用マークの使用料は、無料とする。

(使用状況の報告)

第7条 前年度の使用実績について、使用状況報告書（様式第2号）を毎年4月末日までに農林総合事務所等に提出するものとする。

(県の指導)

第8条 知事は、マークおよび推進用マークが適切に使用されるようマークおよび推進用マークの使用者に対して指導を行うものとする。

- 2 知事は、前項の指導のため、マークおよび推進用マークの使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行うことができる。

(使用の禁止)

第9条 知事は、マークおよび推進用マークの使用者に対して、次の事項に該当した場合には、マークおよび推進用マークの使用を禁止させることができる。

- (1) 本要領に定める事項に違反し、不適切なマークおよび推進用マークの使用・表示が認められる場合
- (2) 第7条に基づく使用状況報告書が提出されない場合

(3) その他、マークおよび推進用マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合

(台帳の整備)

第 10 条 農林総合事務所等は届出および使用状況報告に基づいて以下の事項について台帳を整備するものとする。

- (1) 住所、氏名または名称（団体の場合はその代表者の氏名）および認定番号
- (2) マークの使用方法、農作物名、使用予定期間、使用予定枚数および使用枚数
- (3) 名刺・ワッペン・ポスター・チラシ等の作成状況
- (4) 届出書の変更内容

(その他)

第 11 条 その他必要な事項は、別途定める。

附 則

本要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要領は、平成 26 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

本要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における本要領による改正前の「福井県エコファーマーマーク使用要領」の適用については、なお従前の例による。

(別紙1)

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【権利者】

茨城県、神奈川県、富山県、福井県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県、島根県、香川県、  
沖縄県

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 29 乳製品，食肉，卵，冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，なめ物，豆
- 30 茶，みそ，穀物の加工品，米，脱穀済のえん麦，脱穀済の大麦，食用粉類
- 31 野菜，糖料作物，果実，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽
- 35 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導，農業経営・その他の経営に関する情報の提供，農業関連商品の販売に関する情報の提供，農業経営の実態調査
- 41 農業の教授，農村文化の知識の教授，土壤改良技術の教授，農業体験行事（田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等）の企画・運営又は開催，農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 42 土壤・土質その他の地質の調査，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 44 有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），害虫の駆除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），病虫害対策の指導・助言（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）

(別紙 2)

○ マークの使用例

(例 1)

環境にやさしい農業を行っています



エコファーマー\*  
福井県認定第 号

(例 2)

環境にやさしい農業をはじめました



エコファーマー\*  
福井県  
〇〇〇〇(生産者名)

(例 3)

エコファーマー eco farmer



エコファーマー\*  
福井県 △△部会  
URL : www~

○ 推進用マークの使用例



○ マークおよび推進用マークの使用禁止例



縦横比を変更しない



規定以外の色を使用しない  
(デザインの関係等でやむを得ない場合は変更可※3)



書体を変更しない



イラストだけで表示しない



視認性を損なう画像や塗りの上で使用しない



識別できないほど小さく使用しない



周囲に煩雑な文章等を表示しない  
(説明及び必要認定番号等を除く)



周囲に煩雑な要素を表示しない  
(説明及び必要認定番号等を除く)

※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみ単色に変更して使用することができます。

○ 表示色規程

カラー再現

	プロセスカラー (CMYK)	特色
BLUE	C100 M30	DIC 181
GREEN	C90 Y100	DIC 2558
BLACK	K100	DIC 2368



モノクロ再現

BLACK	K100
-------	------



(様式第 1 号)

年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名

(団体の場合は、団体名および代表者名)

認定番号

号

福井県エコファーマーマーク使用届出書

福井県エコファーマーマーク使用要領第 2 条に基づき、下記のとおりマークを使用したいので、届け出ます。

記

マークの使用方法 (○で囲んでください)	<ul style="list-style-type: none"><li>・エコファーマー実施計画に基づき生産された農産物の販売に使用</li><li>・エコファーマー制度の普及・推進に使用 (農産物に添付不可)</li></ul>
農作物名	
使用予定期間	年 月 日～ 年 月 日
使用予定枚数 (百枚)	百枚
使用用途 (○で囲んでください)	<ul style="list-style-type: none"><li>・シールを作成</li><li>・包装容器に印刷</li><li>・包装箱に印刷</li></ul>
備考 (名刺、ワッペン、ポスター、チラシ等を作成する場合はその旨を明記)	

(添付資料)

団体申請の場合 ・団体の構成員の氏名・住所及び認定番号の一覧  
・規約の写し

※農作物が複数の場合には適宜、表を追加して記入してください。

※使用予定枚数は 100 枚単位で記入してください。

(様式第2号)

年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名

(団体の場合は、団体名および代表者名)

認定番号

号

福井県エコファーマーマーク使用状況報告書

福井県エコファーマーマーク使用要領第7条に基づき下記のとおり報告します。

記

マークの使用方法 (○で囲んでください)	<ul style="list-style-type: none"><li>・エコファーマー実施計画に基づき生産された農産物の販売に使用</li><li>・エコファーマー制度の普及・推進に使用 (農産物に添付不可)</li></ul>
農作物名	
使用枚数 (百枚)	百枚
備 考	

※農作物が複数の場合には適宜、表を追加して記入してください。

※使用枚数は100枚単位で記入してください。

※備考欄には、適宜必要な事項を記入してください。(届出書の内容に変更がある場合や名刺・ワッペン、ポスター、チラシ等を作成した場合(この場合、枚数は不要))